

佐世保工業高等専門学校学寮委員会規程

(平成16年4月1日制定)

(設置)

第1条 佐世保工業高等専門学校（以下「本校」という。）に、本校の学寮の管理運営に関する重要事項を審議するため、佐世保工業高等専門学校学寮委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 寮生の教育及び訓育指導の計画に関する事項
- 二 寮生の健康管理及び福利厚生に関する事項
- 三 寮生の負担となる経費に関する事項
- 四 学寮に関する諸規程の制定に関する事項
- 五 その他学寮の管理運営に関する重要事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 寮務主事
- 二 寮務主事補
- 三 教務主事
- 四 学生主事
- 五 学生課長

(委員長)

第4条 委員会の委員長は、寮務主事をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(開催)

第5条 委員会は、毎月1回開催することを原則とする。ただし、委員長が必要と認めた場合は、臨時に開催することができる。

(報告)

第6条 委員長は、委員会の審議内容を校長に報告するものとする。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会において必要と認めた場合は、委員以外の者を出席させることができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、学生課において処理する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（令和４年１１月１０日一部改正）
この規程は、令和５年４月１日から施行する。